



島根県報

令和4年4月15日（金）

号外第48号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告

示

島根県告示第343号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県道	柿木津和野 停車場線	鹿足郡津和野町中座イ 484番3地先から同イ 476番3地先まで	前	メートル 10.50～ 64.50	メートル 184.70	減幅 町道移管
			後	10.50～ 45.60	184.70	
"	"	鹿足郡津和野町中座イ 513番5地先から同イ 518番1地先まで	前	10.50～ 45.00	56.60	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所 減幅 町道移管
			後	10.50～ 38.30	56.60	
"	"	鹿足郡津和野町鷺原イ 525番1地先から同イ 538番1地先まで	前	55.90～ 84.00	185.50	減幅 町道移管
			後	55.90～ 80.00	185.50	

島根県告示第344号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年4月15日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田八重可部線	浜田市後野町554番2地先から同番3地先まで	メートル 99.40	令和4年 4月15日	浜田県土整備事務所	